



島根県報

平成26年6月20日（金）

第2,607号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

民生委員法施行細則を廃止する規則 (地 域 福 祉 課) 2

【告 示】

市町村民生委員協議会の区域の一部改正 (地 域 福 祉 課) 2

土地改良区の役員の退任の届出 (農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定（4件） (") 3

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 5

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 6

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 6

【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 7

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水 産 課) 7

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 10

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し 10

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更 10

【雑 報】

平成25年度島根県市町村職員共済組合決算 (市 町 村 課) 11

公布された条例等のあらまし

◇民生委員法施行細則を廃止する規則（規則第55号）

1 規則の概要

民生委員法施行細則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

民生委員法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第55号

民生委員法施行細則を廃止する規則

民生委員法施行細則（平成12年島根県規則第73号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第371号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成26年6月20日から施行する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝口善兵衛

表に次のように加える。

奥出雲町	奥出雲町	奥出雲町
飯南町	飯南町	飯南町
川本町	川本町	川本町
美郷町	美郷町	美郷町
邑南町	邑南町	邑南町
津和野町	津和野町	津和野町
吉賀町	吉賀町	吉賀町
海士町	海士町	海士町
西ノ島町	西ノ島町	西ノ島町
知夫村	知夫村	知夫村
隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐の島町

島根県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったの

で、同条第17項の規定により告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

江津市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

加藤 哲 江津市桜江町川越564番地3

島根県告示第373号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町峠之内786-37から786-42まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀935、1415

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町宇波2165、2166、2167－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町宇波2478－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町宇波1472、1473-1、2561-1、2561-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第378号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	平成24年度～25年度	11枚	1冊	荒島2	平成26年6月9日
松江市	平成23年度～25年度	16枚	1冊	東津田⑫	平成26年6月9日
松江市	平成24年度～25年度	8枚	1冊	東川津⑥	平成26年6月9日
松江市	平成22年度～25年度	18枚	1冊	東忌部⑧	平成26年6月9日
邑智郡邑南町	平成14年度～25年度	48枚	1冊	日貫7・日貫8	平成26年6月9日
浜田市	平成24年度～25年度	19枚	2冊	木都賀⑤	平成26年6月9日
浜田市	平成24年度～25年度	50枚	1冊	三里①	平成26年6月9日
浜田市	平成22年度～25年度	34枚	1冊	熱田町2	平成26年6月9日
浜田市	平成23年度～25年度	37枚	1冊	入野3	平成26年6月9日
浜田市	平成24年度～25年度	61枚	1冊	東平原1	平成26年6月9日
大田市	平成23年度～24年度	12枚	1冊	久手⑤	平成26年6月9日
大田市	平成23年度～24年度	19枚	1冊	久手④	平成26年6月9日
鹿足郡津和野町	平成23年度～25年度	29枚	1冊	柳村IV	平成26年6月9日
鹿足郡津和野町	平成23年度～25年度	31枚	1冊	長福②-3	平成26年6月9日
鹿足郡津和野町	平成23年度～25年度	34枚	1冊	豊稼③	平成26年6月9日
邑智郡美郷町	平成19年度～25年度	73枚	1冊	高山	平成26年6月9日

邑智郡美郷町	平成21年度～25年度	70枚	1冊	吾郷①	平成26年6月9日
邑智郡美郷町	平成21年度～25年度	65枚	1冊	火打谷	平成26年6月9日

島根県告示第379号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

上竹矢

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市竹矢町上竹矢1608番3	1号及び19号
” 1608番2	2号から4号まで及び15号から18号まで
” 1610番	5号及び12号
” 1617番2	6号及び9号
” 1617番1	7号
” 1618番	8号
” 1617番3	10号及び11号
” 1609番	13号及び14号

島根県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

安来市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月1日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第

715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第853号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、平成12年島根県告示第604号、平成15年島根県告示第12号、平成21年島根県告示第168号、平成21年島根県告示第767号及び平成23年島根県告示第565号の事業地のうち、安来市黒井田町字出会、同町字網屋田、同町字灘及び同市南十神町地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成26年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコビレッジかきのきむら

3 代表者の氏名

井川 保

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木539番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、116年の歴史を持つ柿木村が合併によって吉賀町となった後も、この地域に生き続けたいと願う地域住民とここを愛する都市住民に対して、自然環境や文化や歴史を守りながらも、地域資源を活かした新たな産業の創出やそれを担う次世代の育成を行う情報収集や発信、普及啓発、調査研究、講演会や研修・イベント等の企画、コンサルティング、新産業創出へ向けての実証実験事業等を行い、人と自然が共生し、100年先も住み続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成26年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万2千トン（平成24年）、生産額で195億円（平成24年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成25年1月から12月まで	44,000
2	まいわし	平成25年1月から12月まで	31,000
3	まさば及びごまさば	平成25年7月から平成26年6月まで	23,000
4	するめいか	平成25年1月から12月まで	若干
5	ずわいがに	平成25年7月から平成26年6月まで	若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成26年1月から12月まで	38,000
2	まいわし	平成26年1月から12月まで	33,000

3	まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	29,000
4	するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成25年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	42,500
2	まいわし	中型まき網漁業	30,700
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	22,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成26年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	36,000
2	まいわし	中型まき網漁業	32,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が增大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字藤木246番 1、246番 3

面積 2,258.89平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町412番地 1

株式会社渡部工務店

代表取締役 渡部 義三

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、松江市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 6 月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	取消年月日
松江市八雲社会福祉センター	松江市八雲町西岩坂355番地 1	平成26年 5 月28日

島根県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成26年 6 月20日

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
養護老人ホーム清月寮	益田市横田町816番地1	施設の名称	養護老人ホーム清月の里
		施設の所在地	益田市横田町1751番地5

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年6月20日

島根県市町村職員共済組合 理事長 松 浦 正 敬

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負 担 金	3,188,122	9,173,448		104,655	93,312			
	掛 金	3,271,661	4,982,334			90,026			
	施 設 収 入・ 商 品 売 上						442,026		
	連 合 会 交 付 金				38,891			476	
	利 息 及 び 配 当 金	508		59,592	467	170	25	430,392	6
	そ の 他 の 収 入	340,280			6		16,902	114,014	69,089
	他 経 理 より 繰 入				19,273				
	前 年 度 支 払 準 備 金	453,195							
	計	7,253,766	14,155,782	59,592	163,292	183,508	458,953	544,406	69,571
支 出	給 付	3,099,895							
	役 職 員 給 与				83,932	15,900	75,235	24,945	2,920
	旅 費 ・ 事 務 費				6,950	2,685	1,646	5,851	1,017
	商 品 仕 入						25,379		
	飲 食 材 料 費						86,981		
	委 託 費 ・ 委 託 管 理 費				3,783	909	41,159	1,575	13
	支 払 利 息			59,592			134	307,939	59,506
	連 合 会 払 込 金	80,406							3,628
	連 合 会 抛 出 金	214,400							
	連 合 会 返 還 金	133,076							
	負 担 金 払 込 金		9,173,448						
	掛 金 払 込 金		4,982,334						
	老 人 保 健 抛 出 金	38							
退 職 者 給 付 抛 出 金	278,186								
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,609,804								
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,156,796								

介護納付金	425,243									
他経理へ繰入	19,273									
その他の支出	11,573			68,308	133,107	314,301	65,669	733	8,721	
次年度支払準備金	471,761									
計	7,500,451	14,155,782	59,592	162,973	152,601	544,835	405,979	67,817	25,258	
差引当期利益金 又は当期損失金(△)	△246,685	0	0	319	30,907	△85,882	138,427	1,754	12,050	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資産	流動資産	801,127	803,385	127,688	166,049	227,166	227,236	4,772,823	77,297	203,117
	固定資産			2,170,000	170	15	2,392,254	23,946,581	2,269,780	10
	繰延資産						9,899			
資産合計		801,127	803,385	2,297,688	166,219	227,181	2,629,389	28,719,404	2,347,077	203,127
負債	流動負債	332,169	803,385		9,150	12,801	37,437	26,309,213	124	80,812
	固定負債	471,761		2,297,688	48,713	3,988	126,629	21,024	2,242,203	13,164
	負債合計	803,930	803,385	2,297,688	57,863	16,789	164,066	26,330,237	2,242,327	93,976
純資産	資本剰余金						2,364,575			
	利益剰余金	17,784			108,356	210,392	100,748	2,389,167	104,750	109,151
	欠損金	20,587								
純資産合計		△2,803	0	0	108,356	210,392	2,465,323	2,389,167	104,750	109,151
負債・純資産合計		801,127	803,385	2,297,688	166,219	227,181	2,629,389	28,719,404	2,347,077	203,127